水俣市移住定住公式Instagram（インスタグラム）運用ポリシー

１．目的

　ソーシャルメディアInstagram（インスタグラム）を運用し、水俣市の移住定住に関する情報のみならず、水俣市の魅力を市内外に広く発信することで水俣市への移住・定住者の獲得に繋げることを目的とする。

２．Instagramアカウント情報

　（１）アカウント名

　　みなまた暮らし（水俣市移住定住公式Instagram）

　（２）ユーザーネーム

　　minamata\_life

　（３）URL

　https://instagram.com/minamata\_life?igshid=MzRlODBiNWFlZA==

３．運用主体及び運用管理

　運用主体は水俣市とする。

　運用管理は地域振興課（移住定住所管課）とし、地域振興課長を運用管理責任者とする。

４．発信する内容

（１）水俣市の移住定住関連施策（間接的に関連する施策含む）に関する情報

（２）水俣市空き家バンクに関する情報

（３）水俣市の魅力（風景、イベント、公園、季節など）に関する情報

（４）水俣市の暮らしぶりに関する情報

（５）水俣市で活躍する移住者等の情報

（６）水俣市内の店舗や商品等に関する情報

（７）移住定住に係るイベントや政策等の情報

（８）その他、１．目的を達成するために運用管理者が許可した情報

５．発信対応時間

　原則、水俣市役所の開庁時間内（平日8時30分～17時15分）に職員が不定期に投稿する。なお、上記の時間以外にも必要に応じて投稿する場合がある。

６．発信における同意

　情報発信する前に以下の者に発信の同意を得るものとする。ただし、以下の者から情報発信について依頼があった内容についてはこの限りではない。

* 水俣市が主催、共催する事業等に係る情報については、担当する部署の所属長又は担当者
* 市内企業又は団体、地域任意団体等が行う事業等に係る情報については、その組織の代表者又は担当者
* 個人に係る情報については当事者（当事者が中学校卒業以前の場合は、その保護者）

７．いいね及び フォローへの対応

他の投稿に対する「いいね」機能や、他アカウントへの「フォロー」機能については、必要に応じて使用するものとする。

８．ダイレクトメッセージへの対応

本アカウントへのダイレクトメッセージについては、本市への移住定住に関連する相談内容である場合に限り、市役所の開庁時間内（平日8時30分～17時15分）に対応する。

９．コメントへの対応

　本アカウントはコメントオフ（投稿へのコメントが不可）とする。

１０．リポスト機能の運用

次の要件を満たす投稿に対して は 「リポスト（自分のInstagram投稿ではなく他のユーザーの投稿を再投稿する）」機能を活用し、情報発信を行う場合がある。

　（１）当アカウントをフォローしていること

　（２）移住定住に関するハッシュタグをつけた投稿であること

　（３）水俣市に関連する内容であること

１１．禁止事項

以下の内容を含んだダイレクトメッセージ等があった場合、運用管理責任者が事前の通告なくメッセージの削除あるいはアカウントのブロック等を行う場合がある。

（１）個人、企業、団体、公的機関等を誹謗中傷し、名誉や信用を傷つける内容

（２）他者になりすます等の虚偽や事実と異なる内容

（３）広告、宣伝、勧誘、営業活動等の営利を目的とした内容

（４）政治、選挙、宗教活動を目的とした内容

（５）第三者の知的財産権（著作権、商標権、肖像権等）を侵害する恐れがある内容

　（６）法令等に違反している、又は違反する恐れがある内容

（７）公の秩序又は善良の風俗に反する内容

（８）本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏洩する等、個人のプライバシーを侵害する内容

（９）わいせつな表現等を含む不適切な内容

（10）Instagram 利用規約に反する内容

（11）その他、当アカウントの運用上、他人に不利益を与える等、運用管理責任者が不適当と判断した内容

１２．知的財産権

（１）掲載している全ての情報（文章、写真、イラスト、動画等）に関する著作権は、水俣市あるいｈあ水俣市以外の原著作者等に帰属する。

　（２）「私的使用のための複製」や「引用」など、著作権法上認められる場合などには、転載の対象となる内容を改編せず、引用元を明記すること。

１３．免責事項

（１）投稿は細心の注意を払って行うが、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではない。

（２）ページを利用することで生じた直接・間接的な損失について、管理者は一切の責任を負わない。

（３）当運用方針は、予告なく変更、見直し又は中止をする場合がある。

１４．適用

　この運用方針は、令和５年９月２８日より適用する。